



平成23年9月22日

## バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手を さしのべるための方策はいかにあるべきか

— 第31期東京消防庁救急業務懇話会に諮問 —

本年3月に東日本大震災が発生し、今後、首都直下地震や東海・南海・東南海三連動地震などの危険性も懸念されるところであり、一層、「自助」「共助」といった救護力の強化が必要となっています。

東京消防庁では、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の実施率や質を高める方策として、平成17年3月に発足した「東京都応急手当普及推進協議会」が定めた15歳から69歳までの東京都の昼間人口の20%（約224万人）にAEDを含む救命講習を行うことを目標とし、現在、積極的に応急手当の普及を推進しているところであります。

また、平成16年から医療従事者以外によるAED（自動対外式除細動器）の使用が認められ、バイスタンダーによるAEDの使用事案も増加し、その効果は顕著に現れています。

一方、救急搬送人数における応急手当実施率や救命講習全体における上級救命講習受講率については、過去5年間、横ばいで推移しており、さらには平成23年8月「消防に関する世論調査」の結果によると、「応急手当を実施しない理由」として「誤った応急手当をしたら責任を問われそうだから」「感染などが心配だから」と応急手当を何もしないと回答した人が多い現状であります。

これらを踏まえ、バイスタンダーの応急手当を推進していくためには、地域の救護力を強化する方策や、応急手当を不安感なく実施する方策等について、具体的に検討していくことが極めて重要であります。

こうしたことから、「バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか」について諮問するものであります。

### 記

#### 1 日時・場所

- (1) 事前説明：平成23年9月27日（火） 13時30分から  
東京消防庁本部庁舎5階消防記者クラブ室  
千代田区大手町1-3-5
- (2) 諮問：平成23年9月27日（火） 14時10分から  
東京消防庁本部庁舎7階会議室  
千代田区大手町1-3-5

## 2 諮問内容

「バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策は  
いかにあるべきか。」

## 3 次第

13：30 事前説明（5階消防記者クラブ室）

※ 事前説明終了後、7階会議室へ移動します。

14：10 消防総監あいさつ 北村吉男（きたむら よしお）

14：15 諮問書の手渡し（北村消防総監から懇話会会長へ）

14：20 懇話会会長あいさつ 山本 保博（やまもと やすひろ）

※ 取材は以上で終了ですので、報道関係者は退室願います。

14：30 議事開始

16：00 議事終了

## 4 その他

- (1) 懇話会の取材につきましては、開会から会長挨拶までとなりますので予めご了承ください。
- (2) 本懇話会の諮問に先立ち、13時30分から5階消防記者クラブ室において事前説明を行いますので、5階消防記者クラブ室にお集まりください。
- (3) 諮問概要等の資料については、当日配布いたします。
- (4) 取材時は、自社腕章の着用をお願いします。

問合せ先

東京消防庁（代）	電話	3212 - 2111
救急管理課計画係	内線	4442 4445
広報課報道係	内線	2345～2350

## 応急手当の普及促進

(第25期救急業務懇話会答申を踏まえて)



○ 平成17年3月「東京都応急手当普及推進協議会」発足

【現在の目標】

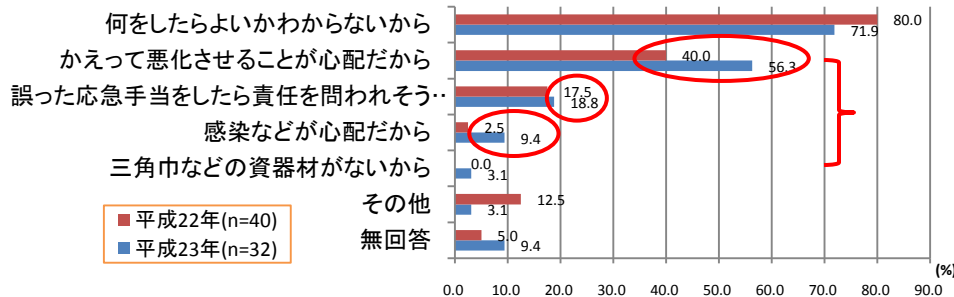
- ① バイスタンダー(目撃ありのCPA傷病者の)応急手当実施率50%を目指し、知識、技術の普及を推進する。
- ② 15歳から69歳までの東京都の昼間人口(約1,120万人)の20%(約224万人)に対してAEDを含む救命講習を実施する。

## 課題

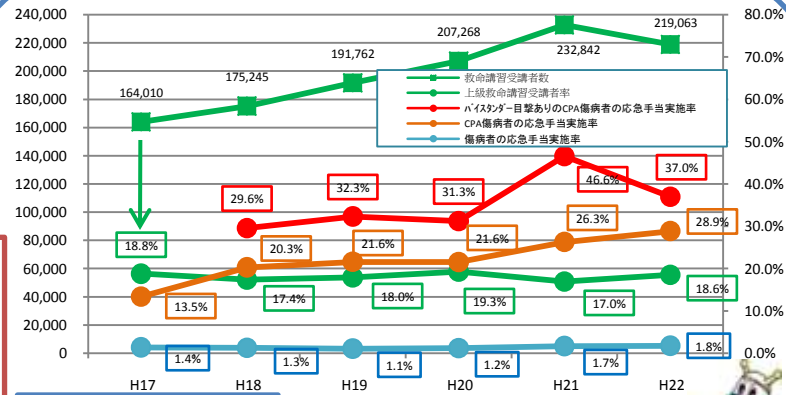
- 東日本大震災を踏まえ、地域の救護力を強化することが大切である。
  - ・ 東日本大震災を踏まえ、都民一人ひとりが防災意識の高揚を図り、地域の防災力をより強化することが必要であることが再認識された。「自助」「共助」の重要性
- 法的責任、災害補償のあり方等に不安を抱えている。
  - ・ 通常、応急手当に対する民事上、刑事上の責任はないと言われている。
  - ・ 応急手当についての災害補償は、消防職員の要請でなされることが要件となっている。
  - ・ 血液感染の検査がなされた結果、異状がない場合には検査費用が自己負担となる。

(事例) 平成23年6月△日 17時◇分覚知 69歳の男性、駅で転倒し後頭部を受傷した。救急隊到着時、傷病者は、駅通路に仰臥位でおり、バイスタンダーの男性が後頭部の傷をタオルで直接圧迫止血していた。両手掌に血液が付着していた。救急車内の手洗いで洗浄後、アルコールで消毒した。手に傷等は確認できなかった。傷病者を病院に搬送後、バイスタンダーから救急隊に連絡があった。「けが人の血液が手に着いたので、感染症がないか心配です。」とのことであった。医師に状況を説明したところ、「心配であれば内科外来を受診してください。」との見解を得た。救急隊は、その旨、バイスタンダーに回答した。 ⇒ バイスタンダーは、検査費用を自己負担しなければならない。

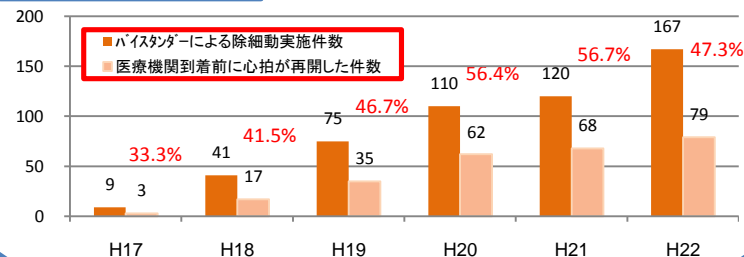
【平成23年9月消防に関する世論調査結果】「応急手当を何もしない理由は何ですか」 複数回答



## 応急手当の状況



## AEDの効果



## 課題の解決に向けて

「バイスタンダーとして、誰もが安心して救護の手をさしのべるための方策はいかにあるべきか。」

- 「自助」「共助」における地域救護力の強化方策  
⇒ 救命処置、固定法、搬送法を習得する上級救命講習の受講促進や応急手当奨励制度の拡充はできないか。
- 応急手当を実施した者を保護するための災害補償のあり方  
⇒ 補償の適否については、個々事案ごとに消防団等公務災害補償等共済基金等の審査により決定。全事案が補償されるとは限らない。できるだけ広く補償することはできないか。
- 不安解消のための支援方策  
⇒ 応急手当を実施した方に対して、検査費用の公費負担等、不安を解消するための支援方策はないか。